

# 平成十六年度秋の 全国交通安全運動

スローガン

「夜の道 マナーも光れ  
反射材」

運動期間

平成十六年九月二十一日(火)  
から九月三十日(木)までの十  
日間

運動の基本

高齢者の交通事故防止  
運動の重点

夕暮れ時と夜間の交通事故防  
止対策の推進

シートベルトとチャイルドシ  
ートの正しい着用の徹底

飲酒運転速度超過など悪質・  
危険な運転の追放

# 狂 犬 病 予防注射を実施します

狂犬病予防法により、犬の飼  
い主には、飼い犬の登録と狂犬  
病の予防注射が義務付けられて  
います。春の注射を受けさせて  
いない方、未登録の犬を飼って  
いる方は、ぜひこの機会に予防  
注射と登録をお願いします。

実施日

十月二十四日(日)

時間  
午前九時から正午まで  
午後一時から三時まで

場所  
小野町役場前駐車場

料金

一頭につき

予防注射 三千百円

登録料 三千円

# 犬の苦情が 多くなっています

広報やチラシなどで何度もお  
願いしてきましたが、犬の放し  
飼いによる苦情が後を絶ちませ  
ん。犬はきちんと繋いで飼って  
ください。

また、犬のふんによる苦情も  
多く寄せられています。散歩中  
のふんは、飼い主が責任を持つ  
て処分してください。

放し飼いをしない。ふんの処  
分をする。どちらも最低限のマ  
ナーです。犬は、他人に迷惑を  
かけないように飼いましょう。

# 猫は

# 屋内で飼いましょう

最近、猫に関する苦情も多  
く寄せられています。猫は、で  
きるだけ屋内で飼いましょう。

問い合わせ

町民課 ☎七二 六九三三

# 児童手当の特例期限が 九月三十日までとなっております

広報七月号、八月号及びチラ  
シ等でお知らせしている児童手  
当支給対象年齢拡大に係る特例  
措置(四月一日にさかのぼって  
児童手当を支給)の期限が九月  
三十日までとなっております。

まだ手続きがお済みでない保  
護者の方は期限内に忘れずに手  
続きをするようにしてください。

問い合わせ

福祉課 ☎七二 六九三九

# 〈平成16年度〉 県民介護講座のごあんない

福島県内にお住まいの方ならどなたでも参加できる受講料無料の  
介護講座です。わかりやすく、ためになる講座ですので、お一人でも、  
グループでもお気軽にご参加ください。

## ①初級介護講座

【第1回:10/7・8、第2回:10/28・29】

## ②痴呆性老人介護講座

【第1回:11/23、第2回:平成17年1/18】

## ③高齢者向けの食事料理講座

【第1回:11/26、第2回:平成17年2/4】

## ④休日を利用した介護講座

【第1:11/6・7、第2回:12/4・5】

開催場所:

福島県男女共生センター(二本松市)

申込み方法:

下記までお電話ください。(詳しい申込  
書を送付いたします。)

主催・問合せ先:福島県社会福祉協議会

福祉研修センター介護研修係

TEL0243-23-8306 FAX0243-23-8314

〒964-0904 二本松市郭内一丁目196-1

(福島県男女共生センター内)

# 不法投棄 みんなでなくそう うつくしま 9月は不法投棄防止強調月間です

福島県では、毎年9月を不法投棄防止強調月  
間と定め、各種キャンペーンや重点パトロール  
を実施しています。不法投棄を未然に防ぐには、  
全市民が監視員となる必要があります。

- 突然大きな穴が掘られた。
- 数日前から穴を掘るための重機がある。
- 出入り場所に鉄板が敷かれた。
- 一定の場所を多数のダンプが通過していく。
- ダンプに会社名の表記がない。
- ナンバーを隠したダンプが集結している。

など、「不法投棄かな?」と思ったら下記まで  
通報をお願いします。

【通報先】

小野町役場町民課 ☎72-6933

小野警察署 ☎72-2121

※廃棄物を不法に投棄した者は「廃棄物の処  
理及び清掃に関する法律」第16条及び第25条  
の規定により「5年以下の懲役もしくは  
1,000万円以下の罰金」が科せられます。

# 毎年9月20日から26日は 動物愛護週間です

動物の愛護及び管理に関する法律に  
より、動物の虐待は禁止されています。

◇むやみに動物を殺したり、傷つけた  
りすると

1年以下の懲役又は  
100万円以下の罰金

◇飼っている動物を捨てると  
30万円以下の罰金

◇飼っている動物を故意に衰弱させると  
30万円以下の罰金  
に処せられます。

犬や猫などの動物は、避妊や去勢手  
術を行い責任と愛情を持って飼って  
ください。

◇動物虐待に関する問い合わせ先

県中保健福祉事務所

☎0248-75-7821

小野町役場 町民課 ☎72-6933

# お 知 ら せ 住宅金融公庫からの

住宅金融公庫融資を受けて現  
在ご返済中の方で、平成十六年  
七月の梅雨前線豪雨による災害  
により被災された方について、  
返済方法に関するご相談を行っ

ております。  
また、このほかにもそれぞれの  
事情に応じた返済方法の変更  
を行っております。詳細につい  
ては、住宅金融公庫東北支店  
(☎011-227-5003)  
又は現在返済中の金融機関まで  
お問い合わせください。ホーム  
ページ(www.jukou.go.jp)  
でもご覧いただけます。